第十八条の二中「同項に規定する資産の所在地を管轄する市町村長（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第十八条の四において「指定都市」という。）の長を除く。）又は特別区若しくは指定都市の区の区長から交付を受けた法第三十五条第一項の規定の適用を受けようとする者の住民票の写し（当該譲渡をした日から二月を経過した日後に交付を受けたものに限る。）」を「時において同項の規定の適用を受けようとする者の住民票に記載されていた住所と当該譲渡をした同項に規定する資産の所在地とが異なる場合その他これに類する場合における戸籍の附票の写し、消除された戸籍の附票の写しその他これらに類する書類で当該適用を受けようとする者が当該資産を居住の用に供していたことを明らかにするもの」に改める。

第十八条の四第四項中「書類（」を「書類並びに」に、「受ける場合には、当該書類並びに」を「受ける場合における」に、「書類」を「書類並びに譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）をした時において当該譲渡をした者の住民票に記載されていた住所と当該譲渡をした譲渡資産の所在地とが異なる場合、当該譲渡の日前十年内において当該譲渡をした者の住民票に記載されていた住所を異動したことがある場合その他これらに類する場合における戸籍の附票の写し、消除された戸籍の附票の写しその他これらに類する書類で当該譲渡資産を居住の用に供していた法第三十六条の二第一項第一号に規定する期間が十年以上であることを明らかにするもの」に改め、同項第一号中「（法第三十六条の二第一項に規定する譲渡をいう。次号及び第三号において同じ。）」を削り、「同項」を「法第三十六条の二第一項」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第五項中「次に掲げる書類」を「取得をした買換資産に係る登記事項証明書、売買契約書の写しその他の書類で当該買換資産を取得したこと、当該買換資産に係る家屋の床面積（施行令第二十四条の二第三項第一号イ又はロに規定する個人が居住の用に供する部分の床面積をいう。）が五十平方メートル以上であること及び当該買換資産に係る土地の面積（施行令第二十四条の二第三項第二号に規定する土地の面積をいう。）が五百平方メートル以下であることを明らかにする書類並びに当該買換資産に係る家屋が施行令第二十四条の二第三項第一号に規定する建築後使用されたことのある耐火建築物である場合におけるその取得の日以前二十五年以内に建築されたものであることを明らかにする書類若しくはその写し又は第二項に規定する書類並びに当該取得をした者が当該買換資産を同条第十項に規定する日までに居住の用に供していない場合におけるその旨及びその居住の用に供する予定年月日その他の事項を記載した書類」に改め、同項各号を削る。

第十八条の五第二項中「該当するかの別」の下に「（同条第九項の規定により同条第四項において準用する同条第一項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該買換資産の同条第九項第一号に規定する地域若しくは同項第二号に規定する地域又はこれらの地域以外の地域の区分の別を含む。）」を加え、同条第三項中「掲げる書類」を「定める書類」に改め、同条第四項第一号中「京都市」の下に「、堺市」を加え、「、堺市」を削り、同条第六項を次のように改める。

6　法第三十七条第一項の規定の適用を受ける資産が次の各号に掲げる資産に該当する場合には、同条第六項に規定する財務省令で定める書類は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　表の第二号の下欄に規定する地域内にある農業の用に供する土地等（施行令第二十五条第十六項第一号に掲げる場合に該当する場合における当該土地等に限る。）　第四項第三号の規定に該当する旨を証する同項の書類及び前項第一号ロに定める書類並びに当該土地等の所在する地域内の農業委員会から交付を受けた書類で当該農業委員会が同条第十六項第一号に規定する事情に照らし適当であると認める旨及び当該事情の説明の記載があるもの

二　表の第九号に掲げる資産（熊谷市、飯能市、木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、袖ケ浦市、相模原市、常総市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（以下この号において「熊谷市等の区域」という。）内にあるものに限り、次に掲げる場合に該当しない場合及び法第三十七条第九項に規定するときに該当する場合における当該資産を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類（表の第九号の下欄に掲げる資産で、駐車場の用に供される土地等で同欄に規定するやむを得ない事情があるものについては、当該書類及び前項第十号に定める書類）

イ　当該譲渡資産及び買換資産又は取得をする見込みである資産の所在地が熊谷市等の区域内である場合　次に掲げるいずれかの書類

(1)　当該譲渡資産の所在地を管轄する市長の当該譲渡資産の所在地が集中地域（法第三十七条第九項に規定する集中地域をいう。以下この号において同じ。）内である旨を証する書類

(2)　当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が集中地域以外の地域内である旨を証する書類

ロ　当該譲渡資産の所在地が熊谷市等の区域内である場合（当該買換資産又は取得をする見込みである資産の所在地が集中地域（熊谷市等の区域を除く。ハにおいて同じ。）内である場合に限る。）　イ(1)に掲げる書類

ハ　当該買換資産の所在地が熊谷市等の区域内である場合（イに掲げる場合及び当該譲渡資産の所在地が集中地域内である場合を除く。）　イ(2)に掲げる書類

第十八条の十の二第一項中「非課税口座内上場株式等」の下に「又は未成年者口座内上場株式等」を加え、同条第五項第一号イ(4)中「所得税法第百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる」を「恒久的施設を有する」に改める。

第十八条の十一第四項第一号ロ中「所得税法第百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる」を「恒久的施設を有する」に改め、同条第十五項中「とする」を「とし、同号に規定する財務省令で定める者は、同号に規定する発行法人等の同号に規定する役員又は従業員であつた者及びその相続人（包括受遺者を含む。）とする」に改め、同条第十六項を削り、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18　施行令第二十五条の十の二第十四項第二十六号イに規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十五条の十の二第十四項第二十六号イの書類を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二　未成年者口座（法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座をいう。以下この項及び第二十一項において同じ。）が開設されている金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地並びに特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三　当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定（法第三十七条の十四の二第五項第三号に規定する非課税管理勘定をいう。次号において同じ。）に係る未成年者口座内上場株式等（同条第一項に規定する未成年者口座内上場株式等をいう。第五号において同じ。）を当該特定口座に移管することを依頼する旨及びその移管を希望する年月日

四　当該未成年者口座及び特定口座の記号又は番号並びに当該非課税管理勘定を設けた日の属する年

五　移管をしようとする未成年者口座内上場株式等の種類、銘柄及び数又は価額

六　その他参考となるべき事項

第十八条の十一第二十一項第一号中「若しくは非課税口座」を「、非課税口座若しくは未成年者口座」に改める。

第十八条の十二第五項を同条第六項とし、同条第四項中「名称」の下に「又は当該告知の際に同条第一項に規定する署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項に次の一号を加える。

八　前各号に掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日において有効なもの）に限る。）